

サッポロホールディングス株式会社及びサッポロビール株式会社と  
北見市との連携と協力に関する協定書

サッポロホールディングス株式会社（以下「甲」という。）、サッポロビール株式会社（以下「乙」という。）及び北見市（以下「丙」という。）は、それぞれが有する資源を有効に活用し、幅広い様々な分野において、相互に連携・協力しながら、北見市の一層の活性化に資することを目的として、以下のとおり協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲、乙及び丙は、次の各号に掲げる事項について、連携・協力を図るとともに、相互に合意した具体的な取り組みを一体となって実施するものとする。

- (1) 自然と共生する安全・安心のまちづくりに関すること
- (2) 豊かな心と文化を育てるまちづくりに関すること
- (3) 支えあい、一人ひとりを大切にするまちづくりに関すること
- (4) 活力を生み出す産業振興のまちづくりに関すること
- (5) 市民とつくる信頼と協働のまちづくりに関すること
- (6) その他三者の協議により決定した事項

（協定期間）

第2条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、同期間満了の日から1か月前までに、甲、乙及び丙の3者間で、本協定を延長しない旨の意思表示がない限り、本協定は自動的に2年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協定の見直し）

第3条 甲、乙及び丙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

（役割分担）

第4条 第1条の連携事項に基づく具体的な役割分担は、各事業ごとに甲、乙、丙が協議して定める。

（責任分担）

第5条 甲、乙及び丙は、前条の役割について、それぞれの責任で行うものとする。

（経費負担）

第6条 甲、乙及び丙は、第4条の役割分担に基づく経費をそれぞれ負担するものとする。

（疑義の決定）

第7条 この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲、乙、丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙それぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成24年7月30日

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号  
甲 サッポロホールディングス株式会社  
代表取締役社長

上條 芳

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番1号  
乙 サッポロビール株式会社  
代表取締役社長

寺坂 史明

北海道北見市大通西2丁目1番地  
丙 北見市長

小谷 寿彦